

★現物支給（通勤定期券）があるときは？★

(ケース)

- ・6ヶ月分の通勤定期券（現物）が支給されたとき

()は支払基礎日数	基本給	通勤定期券(6ヶ月)	通勤定期券(1ヶ月)	残業手当	合計
4月 (30)	243,000	39,000	6,500 (39,000÷6)	30,400	279,900
5月 (16)	130,000	0	6,500 (39,000÷6)	29,800	-
6月 (30)	243,000	0	6,500 (39,000÷6)	31,000	280,500
				総額	560,400
				平均額	280,200

(算定基礎届の記入)

記入例 ※記入箇所は青色の部分です。

㉞ 被保険者番号		㉟ 被保険者の氏名		㊱ 生年月日	㊲ 性別	㊳ 従前の標準報酬月額		㊴ 従前の改定月・原因
報酬月額						㊵ 3ヶ月の総計	㊶ 適用年月	㊷ [通及支給額 昇降(給)の月額 昇降(給)月]
㊸ 算定対象月の期間 支払基礎日数	㊹ 通貨による ものの額	㊺ 現物による ものの額	㊻ 合計		㊼ 平均額	㊽ 修正平均額		
㊾ 決定後の標準報酬月額								
㊿ 厚 健 124	① 大阪 一郎		② 5.29.7.15	③ 男	㊳従前 240 千円	㊶ 年 9 月	㊴ 年 9 月	
④ 4月 30日	⑤ 273,400 円	⑥ 6,500 円	⑦ 279,900 円		㊵総計 560,400 円	㊶修正平均 円	㊴ 年 9 月	
④ 5月 16日	⑤ 130,000 円	⑥ 6,500 円	⑦ - 円		㊼平均 280,200 円	㊴ 年 9 月		
④ 6月 31日	⑤ 274,000 円	⑥ 6,500 円	⑦ 280,500 円		㊾決定 280 千円	㊴ 年 9 月		
						㊷ 備考 現物によるものの額は、通勤定期券 1ヶ月あたりの金額		

(説明)

- ・一度に複数月分の通勤定期券が支給されたときは、平均して1ヶ月当たりの金額を「㊹現物によるものの額」に記入してください。一度に通勤手当のように通貨として支給されたときは、同様に平均して、「㊹通貨によるものの額」に記入します。
- ・このケースでは、5月の「㊸支払基礎日数」が17日以上ないので、2ヶ月の「㊼平均額」により、「㊾決定後の標準報酬月額」を決定します。
- ・「㊾決定後の標準報酬月額」=280千円（21等級）
- ・このケースでは、従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差が生じていますが、5月の支払基礎日数が17日未満であること、固定賃金の変動がないことから（随時改定＝月額変更届）には該当しません。